

# 沖縄

## いつまでこの状態を続けるのか

山本みはぎ

### 冷戦の最前線—沖縄の現実は変わったか

9月10日放映されたNHKスペシャル「沖縄と核」は非常の衝撃的な内容だった。東西冷戦期に核武装を進めたアメリカは、沖縄の嘉手納弾薬庫を中心に1300発もの核を配備し、1959年6月19日、米軍那覇飛行場(現在に那覇空港)に配備されていた地対空ミサイル「ナイキ・ハイキューリーズ」が核弾頭を搭載したまま、整備ミスによる点火で誤射を起こし米兵1人が死亡するという、まかり間違えば沖縄が消滅するような事故も起こしていた。また、伊江島では模擬核爆弾の投下訓練で住民が死亡したがその訓練の内容は一切公表されていないことなどだ。番組ではアメリカの核戦略の中で沖縄に基地が集中し、今の構造を作ったこと、日本政府は沖縄への核持ち込みを承知していたにも関わらず事前に発表されると反対運動が起り、政府が責められるので公表しないように要請していたことなどが明らかになっている。

今の沖縄への基地集中がアメリカの核配備戦略の中で進められていったということを丹念に取材で明らかにした力作である。核をめぐる問題は、60年に当時の岸首相とダグラス・マッカーサー2世駐日大使の間で、核搭載艦の通過や寄港は事前協議の対象にしないこと、更には沖縄返還交渉の際には当時の佐藤首相とニクソン大統領の間で、メースBなど沖縄に配備された核兵器を撤去する一方で、「重大な緊急事態」の際には再び核を持ち込む権利をアメリカ側に認めるという「沖縄核密約」が交わされた。

2014年、来日して特定秘密保護法を痛烈に批判した、沖縄返還交渉当時の米側担当官だったモートン・ハルペリンさんは、「日米核密約は確かに存在し、今も有効である」と発言している。

安倍首相は、かつて小泉政権の内閣官房副長官時代に「憲法上は原子爆弾だって問題ではない」という講演での発言もある。今年国連で採択された「核兵器禁止条約」に参加も賛成もせず、アメリカの核の傘に依拠し、沖縄の犠牲の上に、朝鮮の核開発を批判し続ける日本政府の姿勢を私たちは強力に批判し続けなければいけない。



### 高江ヘリ墜落事故

また起きてはならない事故が起きました。10月11日、沖縄・高江の牧草地に、普天間飛行場第1海兵航空団のCH53E大型輸送ヘリが、訓練飛行中に墜落炎上した。集落から300mほどしか離れておらず、回転翼の安全装置に放射性物質ストロンチウム90が使用され飛散の可能性があった。事故当時、現場は規制線が張られ日本側の調査は排除された。炎上したヘリは2004年8月に沖縄国際大学に墜落したヘリと同機種である。この時も日本側の現場検証はできなかった。高江では、墜落の危険はかねてから懸念されていた。集落の上空を低空で騒音をまき散らせながら飛行する米軍機はそれだけで脅威である。事故後地元高江区は周辺6カ所のヘリパッドの使用禁止を決め、県議会も同様の決議を全会一致で可決し、東村議会も抗議決議を可決した。

米軍は日本側に調査もさせず、住民の同意のないまま墜落したヘリと牧草地の土壤を撤去し、原因究明もされないまま1週間の飛行停止期間を設けて10月18日には飛行を再開した。昨年12月名護の安部にオスプレイが墜落した際、「パイロットは住宅、住民に被害を与えたなかった。感謝されるべきだ」と言った在日米軍のニコルソン四軍調整官は、「墜落ではなく、緊急着陸だ」と事故を矮小化する発言を行っている。

小野寺防衛大臣は当初は事故原因の追究と再発防止を米側に要請をしていたが、米軍の飛行再開を受けて、無条件で追認をした。



私たちは、この事故を受けて10月16日、急きよ東海防衛支局とアメリカ領事館に抗議文を提出した。

東海防衛支局では別室に案内され、報道官の報道事務官の野村さんが「文書をうけとります。みなさんからだされた話も一緒にまとめてPDFファイルにして防衛大臣あてで送る」とのことだった。しかし、アメリカ領事館はアボの段階から会えないとことで担当の女性が一方的に電話を切るなど不愉快な対応だった。当日もやはり、「会えない。文書は郵送で」ということで、やり取りの末、玄関へ文書を投げ込まざるを得ないという不誠実極まりない対応だった。

## 立ちはだかる「日米地位協定」

今回のヘリ墜落事故の経過をみると、沖縄はもろん日本の主権が蔑ろにされていると思わざるを得ない。2004年の沖国大のヘリ墜落、昨年12月のオスプレイの墜落、そして今回も放射性物質が使われていたにも関わらずその調査もできず、環境汚染など本来住民の安全を考えるなら日本政府が責任を持ってやらないといけないことができない。その原因は言うまでもなく不平等な「日米地位協定」の存在である。

日米地位協定とは、在日米軍の権限などを定めたものだが、その内容を端的に言えば、「米軍には日本の法令は適用されない」という不平等条約である。地位協定の17条では「合衆国軍隊は、使用的する施設および区域において警察権を行なう権利を有する」とあるが、実際は、日米合同委員会の17条に関する合意議事録というものがあり、そこでは「日本国の当局は、所在地のいかんを問わず、合衆国軍隊の財産について、搜索、差押えまたは検証を行なう権利を行使しない。」となっている。日米合同委員会は非公開で行われ、国会の承認も必要がない。つまり、日米両政府が合意をすれば米軍はどこでも好き勝手にできるという仕組みになっている。

1996年、3名の米兵による少女暴行事件が起きたことを契機に、大きな運動になった際、当時の大田知事のもとで全国初の「米軍基地の整理・縮小と日米地位協定の見直しの賛否を問う」沖縄県民投票が行われ、約9割の人が賛成をした。

翁長沖縄県知事は、昨年のオスプレイ墜落事故の際も日本側の捜査権行使できなかつたことから、今年9月に、日米地位協定の見直しの要請書を外務省に提出した。内容は、基地外での事件事故への日本の捜査権行使、地元自治体が事前通知なしに即座に基地に立ち入ること、日米合同委員会で住民に影響を及ぼす問題を協議する際は、自治体の意見を聞

き、意向を尊重すること、合同委の中に自治体の代表者が参加する地域特別委員会の設置も明記した。また、2004年の沖国大へのヘリ墜落事故を受けて、日米合同委員は米軍使用施設・区域外で起きた墜落事故に対して「米軍が使用する施設・区域（以下、施設・区域）の外における事故現場の規制は日米両当局が共同で行うことを基本原則とする。」などの内容のガイドラインを策定しているが、今回の事故についてもこのガイドラインさえ守られていない。翁長知事は「日米合同委員会の中で日本政府に当事者能力がない。米軍に『二度とこういうことがないようにしてください』という話しかしない。豆腐にくぎのような状況だ」と痛烈に批判をしている。沖縄をはじめ米軍基地のあるところで事件・事故が起ころたびに「地位協定」は問題になるが、日本政府は真剣にこの問題と向き合ったことはない。米軍基地が集中をしている沖縄では日米地位協定の存在は、日々生活に関わる重大な問題であるが、それは沖縄だけではなく日本の主権にかかわる問題もある。本土に住む私たちこそこの問題を真剣に考え、変えていく努力をしなければならないと思う。

## 辺野古をめぐって

先々号のニュースで、大浦湾で大型特殊船ポセイドンが海底の地質調査を再度行ったと書いたが、キャンプシュワブ陸上部から2本の活断層が走り、その延長が大浦でつながっていることから、大浦湾に活断層があることが明らかになった。そのことが今後の工事にどのような影響があるのか注目していく必要がある。

6日にはトランプ大統領来日に合わせたかのように、新たな護岸工事の着工をした。そして、本島北部の奥港から船での土砂輸送も始めた。台船1隻当たりダンプカー約190台分の資材運搬が可能となるという。来年は名護市長選、沖縄知事選がある、選挙を全力で応援をするとともに、私たちの運動もまた強めていかなければならない。

